

第41号議案

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月21日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市市税条例等の一部を改正する条例

(芦屋市市税条例の一部改正)

第1条 芦屋市市税条例(昭和59年芦屋市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p>

改正後	改正前
<p>第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経過して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は<u>法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者</u>（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>公的年金等の支払を受ける日の前日までに</u>、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、</p>	<p>第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき<u>同項の給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経過して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第30条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経過すべき<u>同項の公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに</u>、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経過して、市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第31条 市民税の納税義務者が第29条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第2項</u>に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第5項</u>に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第31条 市民税の納税義務者が第29条第1項、<u>若しくは第2項の規定によつて</u>提出すべき申告書を正当な理由がな</p>

改正後	改正前
<p>提出しなかつた場合又は<u>同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告を</u>しなかつた場合<u>には</u>、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>くて提出しなかつた場合又は<u>同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告を</u>しなかつた場合<u>においては</u>、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>
<p>2・3 (略) 附則</p>	<p>2・3 (略) 附則</p>
<p>第14条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>第14条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第25条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>2 (略) (読替規定)</p>	<p>2 (略) (読替規定)</p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>2 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	<p>2 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第142条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>

改正後	改正前
<p>第16条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第30項第3号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第31項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第31項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第33項第1号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する設備につ</p>	<p>第16条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>法附則第15条第29項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第29項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第29項第3号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第30項第2号</u>に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第32項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第32項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第32項第1号ホ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第32項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第32項第3号ロ</u>に規定する設備につ</p>

改正後	改正前
<p>いて同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p>22 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>いて同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>18 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>19 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>20 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>21 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は零とする。</p> <p>22 (略)</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>令附則第12条第21項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに<u>令附則第12条第22項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び<u>令附則第12条第29項</u>に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後			改正前		
<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>12・13 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号	第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号

改正後			改正前		
		から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）			から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）
	平成5年度に	市街化区域設定年度に		平成5年度に	市街化区域設定年度に
(略)			(略)		
(軽自動車税の税率の特例)			(軽自動車税の税率の特例)		
<p>第30条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	4,600円	第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円		6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
			<p>2. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車は平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		

改正後	改正前		
	第2号ア	3,900円	1,000円
		6,900円	1,800円
		10,800円	2,700円
		3,800円	1,000円
		5,000円	1,300円
	<p>3 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車</u> <u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
	第2号ア	3,900円	2,000円
		6,900円	3,500円
		10,800円	5,400円
		3,800円	1,900円
		5,000円	2,500円
	<p>4 <u>法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車</u> <u>が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
	第2号ア	3,900円	3,000円
		6,900円	5,200円
		10,800円	8,100円

改正後			改正前		
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			3,800円	2,900円	
			5,000円	3,800円	
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	1,000円	<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	6,900円	1,800円			
	10,800円	2,700円			
	3,800円	1,000円			
	5,000円	1,300円			
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3,900円	2,000円	<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	6,900円	3,500円			
	10,800円	5,400円			

改正後			改正前		
	3, 800円	1, 900円			
	5, 000円	2, 500円			
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については，当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り，当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については，当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り，当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り，第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア	3, 900円	3, 000円			
	6, 900円	5, 200円			
	10, 800円	8, 100円			
	3, 800円	2, 900円			
	5, 000円	3, 800円			
<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第32条 市長は，軽自動車税の賦課徴収に関し，三輪以上の軽自動車が附則第30条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>			<p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第32条 市長は，軽自動車税の賦課徴収に関し，三輪以上の軽自動車が附則第30条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>		

第2条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p style="text-align: center;">（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第35条、第40条、第41条若しくは第44条（第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の4第1項（第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第46条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第55条、第77条、<u>第92条の6第1項</u>、第94条第2項若しくは第3項、第106条第1項若しくは第2項、第110条第2項、第122条第1項、第133条第1項、第134条第1項、<u>第145条又は第152条第3項</u>に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同</p>	<p style="text-align: center;">（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p style="text-align: center;">（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第35条、第40条、第41条若しくは第44条（第56条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条の4第1項（第45条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第46条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第55条、第77条、第94条第2項若しくは第3項、第106条第1項若しくは第2項、第110条第2項、第122条第1項、第133条第1項、第134条第1項<u>又は第145条</u>に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの</p>

改正後	改正前
<p>じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 第35条、第40条、第41条若しくは第44条、第45条の4第1項、第55条、第77条、第94条第2項若しくは第3項、第110条第2項、<u>第145条又は第152条第3項</u>の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) <u>第92条の6第1項の申告書</u>、第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項の申告書、第133条第1項の申告書又は第134条第1項の申告書に係る税額 <u>(第4号に掲げる税額を除く。)</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第92条の6第1項の申告書</u>、第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項の申告書、第133条第1項の申告書又は第134条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第91条 軽自動車税は、<u>三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて</u></p>	<p>期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 第35条、第40条、第41条若しくは第44条、第45条の4第1項、第55条、第77条、第94条第2項若しくは第3項、第110条第2項<u>又は第145条</u>の納期限後に納付し、又は納入する税額 当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(2) 第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項 <u>(第4号に掲げる税額を除く。)</u>、第133条第1項又は第134条第1項の申告書に係る税額 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第106条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項、第133条第1項又は第134条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第91条 軽自動車税は、<u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)</u>に対し、その所有者に課する。</p>

改正後	改正前
<p>課する。</p> <p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。</u></p> <p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第92条 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項</u></p>	<p>2 <u>軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p> <p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>もの</u>については、これを課さない。</u></p> <p><u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p><u>第91条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>(1) <u>救急用のもの</u></p> <p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第92条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p>(1) <u>商品であつて使用しない軽自動車等</u></p>

改正後	改正前
<p>において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p> <p>第92条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</p> <p>(環境性能割の課税標準)</p> <p>第92条の3 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</p> <p>(環境性能割の税率)</p> <p>第92条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</p> <p>(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場</p>	

改正後	改正前
<p>合を含む。)の規定の適用を受けるもの <u>100分の1</u></p> <p>(2) <u>法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u></p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p><u>第92条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p><u>第92条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p><u>第92条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>第92条の8</u> 市長は、<u>第98条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)</u>のうち必要と認めるものに対しては、<u>環境性能割を減免することができる。</u></p> <p><u>(種別割の課税免除)</u></p>	
<p><u>第92条の9</u> <u>商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。</u></p> <p><u>(種別割の税率)</u></p>	<p><u>(軽自動車税の税率)</u></p>
<p><u>第93条</u> <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>	<p><u>第93条</u> <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>(ア)</u> 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p><u>(イ)</u> 三輪のもの 年額 3,900円</p> <p><u>(ウ)</u> 四輪以上のもの</p> <p>a 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>b 貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p><u>(ア)</u> 農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p><u>(イ)</u> その他のもの 年額 5,900円</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円</p> <p>三輪のもの 年額 3,900円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>イ 小型特殊自動車</p> <p>農耕作業用のもの 年額 2,400円</p> <p>その他のもの 年額 5,900円</p>

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>(種別割の賦課期日及び納期)</p> <p>第94条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(種別割の徴収の方法)</p> <p>第95条 種別割は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(種別割に関する申告又は報告)</p> <p>第96条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第94条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第95条 軽自動車税は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第96条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の</p>

改正後	改正前
<p>所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第92条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(種別割に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第97条 軽自動車等の所有者等又は<u>第92条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第98条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、その所有者又はその使用者に対して課する<u>種別割</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項<u>(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)</u>を記載した申請書に</p>	<p>所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第91条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、規則の定めるところにより、当該請求のあつた日から15日以内に、市長に対し、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第97条 軽自動車等の所有者等又は<u>第91条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第98条 市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要があると認めるものについては、その所有者又はその使用者に対して課する<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した<u>(同項第3号については、第3号から第7号までを除く。)</u>申請書</p>

改正後	改正前
<p>減免を必要とする事由を証明する書類を添付して，市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は，納期限までに，市長に対して，当該軽自動車等の<u>提示</u>（市長が当該軽自動車等の<u>提示</u>に代わると認める書類の提出がある場合には，当該書類の提出）をしなければならない。</p> <p>4 第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けた者は，その事由が消滅した場合においては，直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 法第445条若しくは第92条の2又は第91条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は，その主たる定置場が，市内に所在することとなつたときは，その事由が発生した日から15日以内に，市長に対し，標識交付申請書を提出し，かつ，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして，その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第92条の2又は第91条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても，また，同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は，</p>	<p>に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して，市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて減免を受けようとする者は，納期限までに，市長に対して，当該軽自動車等の<u>呈示</u>（市長が当該軽自動車等の<u>呈示</u>に代わると認める書類の提出がある場合には，当該書類の提出）をしなければならない。</p> <p>4 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は，その事由が消滅した場合においては，直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第99条 (略)</p> <p>2 法第443条若しくは第91条の2又は第91条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は，その主たる定置場が，市内に所在することとなつたときは，その事由が発生した日から15日以内に，市長に対し，標識交付申請書を提出し，かつ，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして，その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第91条の2又は第91条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても，また，同様とする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は，</p>

改正後	改正前
<p>当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し，若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなつたときは，その事由が発生した日から15日以内に，市長に対し，その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第29条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては，当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第29条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り，第91条第1項の規定にかかわらず，軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第29条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は，当分の間，第1章第2節の規定にかかわらず，兵庫県が，自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により，行うものとする。</u></p> <p><u>2 兵庫県知事は，当分の間，前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し，三輪以上の軽自動車</u> <u>が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u> <u>又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)</u> <u>の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは，国土交通大臣の認定等(法附則第29条</u></p>	<p>当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき，当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し，若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなつたときは，その事由が発生した日から15日以内に，市長に対し，その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>附 則</p>

改正後	改正前
<p><u>の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>3 <u>兵庫県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 2 9 条の 5 の規定により読み替えられた第 9 2 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第 2 9 条の 1 1 の規定によりその例によることとされた法第 1 6 1 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）</u></p> <p><u>第 2 9 条の 4 当分の間、環境性能割に係る第 9 2 条の 2 の規定は適用しない。</u></p> <p>2 <u>市長は、当分の間、第 9 2 条の 8 の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する三輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免</u></p>	

改正後	改正前									
<p>する。</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第29条の5 第92条の6の規定による申告納付又は同条第2項の規定による報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「兵庫県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</u></p> <p><u>第29条の6 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第29条の7 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第92条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="197 868 1093 994"> <tbody> <tr> <td><u>第1号</u></td> <td><u>100分の1</u></td> <td><u>100分の0.5</u></td> </tr> <tr> <td><u>第2号</u></td> <td><u>100分の2</u></td> <td><u>100分の1</u></td> </tr> <tr> <td><u>第3号</u></td> <td><u>100分の3</u></td> <td><u>100分の2</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第92条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p><u>3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第92条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u></p>	<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>	<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>	<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p>
<u>第1号</u>	<u>100分の1</u>	<u>100分の0.5</u>								
<u>第2号</u>	<u>100分の2</u>	<u>100分の1</u>								
<u>第3号</u>	<u>100分の3</u>	<u>100分の2</u>								

改正後			改正前		
<p>第30条 <u>法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>			<p>第30条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する令和元年度分の軽自動車税に係る第93条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>		
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円		6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）の</p>			<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する</p>		

改正後			改正前		
<p>うち三輪以上のものに対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円

改正後	改正前
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が付則第30条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第94条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第96条及び第97条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第32条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が付則第30条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第94条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第96条及び第97条の規定を除く。）を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 <u>第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第32条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。</u></p>

第3条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（<u>第10項、第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（<u>次項及び第12項</u>において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項</p>	<p style="text-align: center;">（法人の市民税の申告納付）</p> <p>第46条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（<u>第10項及び第11項</u>において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において</p>

改正後	改正前
<p>において「機構」という。)を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>1 1 (略)</p> <p>1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</u></p> <p>1 3 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u><u>と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u></p> <p>1 4 <u>前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを</u></p>	<p>「機構」という。)を經由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>1 1 (略)</p> <p>1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p><u>市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p>	

第4条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第50条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第50条の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p>

第5条 芦屋市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第93条の規定の適用については、当分の間、</p>	<p style="text-align: center;">（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>第30条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第93条の規定の適用については、当分の間、</p>

改正後	改正前
次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第93条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	
(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)
<p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が附則第30条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>第32条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が附則第30条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)

(芦屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
附 則（平成26年6月27日条例第16号抄） 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る <u>芦屋市市税条例第93条及び附則第30条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>			附 則（平成26年6月27日条例第16号抄） 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る <u>新条例第93条及び新条例附則第30条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
<u>第93条第2号ア(イ)</u>	3,900円	3,100円	<u>新条例第93条第2号ア</u>	3,900円	3,100円
<u>第93条第2号ア(ウ)</u>	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
<u>a</u>	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
<u>第93条第2号ア(ウ)</u>	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
<u>b</u>	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第30条第1項	第93条	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条	<u>新条例附則第30条第1項の表以外の部分</u>	第93条	芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年芦屋市条例第16号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条
附則第30条第1項の表 <u>第2号ア(イ)の項</u>	<u>第2号ア(イ)</u>	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用	<u>新条例附則第30条第1項の表第2号アの項</u>	<u>第2号ア</u>	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用

改正後			改正前		
		される第93条第2号ア(イ)			される第93条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
附則第30条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条第2号ア(ウ) a		6,900円	5,500円
				10,800円	7,200円
				3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円
附則第30条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第93条第2号ア(ウ) b		3,800円	3,000円
				5,000円	4,000円

第7条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則（平成30年6月29日条例第20号抄）	附 則（平成30年6月29日条例第20号抄）

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条中芦屋市市税条例第102条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中芦屋市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第46条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中芦屋市市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第21条及び第25条の改正規定並びに同条例附則第12条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第5条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第6条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第3条中芦屋市市税条例第102条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中芦屋市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第46条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中芦屋市市税条例第14条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第21条及び第25条の改正規定並びに同条例附則第12条の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第5条並びに附則第10条及び第11条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第6条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後</p>

改正後	改正前
<p>年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例（次条及び第5条において「新条例」という。）第13条第1項及び第3項並びに第46条第10項から<u>第17項</u>までの規定は、<u>令和2年4月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例（次条及び第5条において「新条例」という。）第13条第1項及び第3項並びに第46条第10項から<u>第12項</u>までの規定は、<u>平成32年4月1日</u>以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>

第8条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則（平成30年6月29日条例第20号抄）</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第8条 別段の定めがあるものを除き、<u>令和2年10月1日</u>前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（手持品課税に係る市たばこ税）</p> <p>第9条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造</p>	<p style="text-align: center;">附 則（平成30年6月29日条例第20号抄）</p> <p style="text-align: center;">（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第8条 別段の定めがあるものを除き、<u>平成32年10月1日</u>前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">（手持品課税に係る市たばこ税）</p> <p>第9条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造</p>

改正後	改正前
<p>ばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下この項及び次項において「<u>2年新条例</u>」という。）第10条、第106条第4項及び第5項、第1</p>	<p>たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成33年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下この項及び次項において「<u>32年新条例</u>」という。）第10条、第106条第4項及び第5項、</p>

改正後		改正前	
08条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>2年新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>32年新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第10条・第10条第2号	(略)	第10条・第10条第2号	(略)
第10条第3号	第92条の6第1項の申告書, 第106条第1項若しくは第2項の申告書, 第122条第1項の申告書, 第133条第1項の申告書又は第134条第1項の申告書でその提出期限	第10条第3号	第106条第1項若しくは第2項の申告書, 第122条第1項, 第133条第1項又は第134条第1項の申告書でその提出期限
第106条第4項～第109条第2項	(略)	第106条第4項～第109条第2項	(略)
5 <u>2年新条例</u> 第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべ		5 <u>32年新条例</u> 第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課され	

改正後	改正前
<p>きであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>るべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>

第9条 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則（平成30年6月29日条例第20号抄） （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第10条 別段の定めがあるものを除き、<u>令和3年10月1</u> <u>日</u>前に課した、又は課すべきであった市たばこ税につい ては、なお従前の例による。</p> <p>（手持品課税に係る市たばこ税）</p> <p>第11条 <u>令和3年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造 たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小 売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等 改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製 造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たば この製造場から移出したものとみなして同項の規定により たばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売</p>	<p>附 則（平成30年6月29日条例第20号抄） （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第10条 別段の定めがあるものを除き、<u>平成33年10月</u> <u>1日</u>前に課した、又は課すべきであった市たばこ税につい ては、なお従前の例による。</p> <p>（手持品課税に係る市たばこ税）</p> <p>第11条 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造 たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小 売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等 改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製 造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たば この製造場から移出したものとみなして同項の規定によ りたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸</p>

改正後		改正前	
<p>販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして，市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし，当該市たばこ税の税率は，1，000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は，同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに，平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は，令和4年3月31日までに，その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には，前3項に規定するもののほか，第5条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第10条，第106条第4項及び第5項，第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所，これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして，市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は，当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし，当該市たばこ税の税率は，1，000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は，同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに，平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は，平成34年3月31日までに，その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には，前3項に規定するもののほか，第5条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下この項及び次項において「<u>33年新条例</u>」という。）第10条，第106条第4項及び第5項，第108条の2並びに第109条の規定を適用する。この場合において，次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
第10条・第10条第2号	(略)	第10条・第10条第2号	(略)
第10条第3号	第92条の6第1項の申告書，第106	第10条第3号	第106条第1項若しくは第2項の申告
	平成30年改正条例附則第11条第3項		平成30年改正条例附則第11条第3項

改正後		改正前	
	条第1項若しくは第2項の申告書、第122条第1項の申告書、第133条第1項の申告書又は第134条第1項の申告書でその提出期限		書、第122条第1項、第133条第1項又は第134条第1項の申告書でその提出期限
第106条第4項～第109条第2項	(略)	第106条第4項～第109条第2項	(略)
<p>5 <u>3年新条例</u>第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>		<p>5 <u>33年新条例</u>第107条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条、第6条並びに附則第5条第2項及び第3項の規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中芦屋市市税条例第29条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第30条の2、第30条の3及び第31条第1項の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条及び第7条の規定 令和2年4月1日
- (4) 第8条の規定 令和2年10月1日
- (5) 第4条及び次条第5項の規定 令和3年1月1日
- (6) 第5条及び附則第5条第4項の規定 令和3年4月1日
- (7) 第9条の規定 令和3年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の芦屋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例（次項及び第4項において「2年新条例」という。）第29条第5項の規定は、令和2年1月1日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3 2年新条例第30条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、令和2年1月1日以後に支払を受けるべき芦屋市市税条例第29条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第30条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

4 2年新条例第30条の3第1項の規定は、令和2年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

5 前条第5号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

4 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の芦屋市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税

の種別割について適用し，令和 2 年度分までの軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

参 照

芦屋市市税条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市市税条例の一部改正（第1条から第5条まで関係）

ア 個人市民税

(ア) 住宅借入金等特別税額控除について、対象となる家屋を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住用に供した場合の適用を、令和15年度分（現行は令和13年度分）まで延長する。【公布の日施行】

（附則第14条の3の2）

(イ) 前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が市民税の申告書を提出するときは、その記載事項の一部を省略することができる。【令和2年1月1日施行】（第29条）

(ウ) 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者（※）に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載する。【令和2年1月1日施行】

（第30条の2及び第30条の3）

※ 単身児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者をいう。

(エ) 単身児童扶養者（前年の合計所得金額が135万円を超える者を除く。）を非課税措置の対象に加える。【令和3年1月1日施行】（第14条）

イ 法人市民税

納税申告書について、地方税関係手続用電子情報処理組織（e L T A X（※））を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金の額又は出資金が1億円を超える内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe L T A Xを使用することが困難であると認められる場合で、事務所又は事業所所在地の市長の承認を受けたときは、e L T A Xを使用しないで納税申告書を提出することができることとする。【令和2年4月1日施行】（第46条）

※ e L T A Xとは、地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告等の手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムをいう。

ウ 軽自動車税

(ア) 環境性能割（※）の創設【令和元年10月1日施行】

※ 環境性能割とは、三輪以上の軽自動車に対して燃費基準値達成度等に応じて課す軽自動車税をいう。

a 納税義務者（第91条）

三輪以上の軽自動車の取得者とする。

b 課税標準（第92条の3）

三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として算定した金額とする。

c 税率（第92条の4，附則第29条の2及び第29条の7）

乗用車及び軽量車（※）に係る税率を次のとおりとする。

※ 軽量車とは、車両総重量2.5t以下のトラックをいう。

区 分		税率				
		自家用			営業用	
		本則	特例	特定期間(※2)	本則	特例
電気自動車 天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合 又は平成21年排出ガス規制NOx10%以上 低減）		非課税			非課税	
ガソリン車・ ハイブリッド 車(※1)	令和2年度燃費基準+10%達 成(軽量車は平成27年度燃費基 準+20%達成)	非課税			非課税	
	令和2年度燃費基準達成 (軽量車は平成27年度燃費基 準+15%達成)	1%	1%	非課税	1%	0.5%
	平成27年度燃費基準+10% 達成	2%	2%	1%	2%	1%
上記以外の車		3%	2%	1%	3%	2%

※1 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%
低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

※2 特定期間とは、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間をい
う。

d 徴収の方法（第92条の5，第92条の6及び附則第29条の5）

(a) 申告納付の方法により行い，納税義務者は，次に掲げる三輪以上の軽
自動車の区分に応じ，それぞれに定める時又は日までに，申告書を市長
（当分の間は兵庫県知事）に提出するとともに，その申告に係る環境性
能割額を納付しなければならない。

① 車両番号の指定を受ける三輪以上の軽自動車 当該車両番号の指定
の時

② ①に掲げる軽自動車以外の三輪以上の軽自動車で，自動車検査証の
記入を受けるべき三輪以上の軽自動車 当該記入を受けるべき事由が
あった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたとき
は，当該記入の時）

③ ①及び②に掲げる軽自動車以外の三輪以上の軽自動車 当該三輪以上の軽自動車の取得の日から15日を経過する日

(b) 通常の取得価額が免税点（50万円）以下及び非課税である三輪以上の軽自動車の取得者は、(a)に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時又は日までに、報告書を市長（当分の間は兵庫県知事）に提出しなければならない。

e 不申告等に関する過料（第92条の7）

納税義務者が申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科す。

f 非課税の範囲及び減免

（第92条の2、第92条の8及び附則第29条の4）

(a) 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接本来の事業に使用する救急用のものに対しては、環境性能割を課さない。

(b) 身体障害者等が所有する三輪以上の軽自動車等のうち必要と認めるものに対して環境性能割の減免を行う。

(c) 当分の間、(a)及び(b)にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する三輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により減免を行う。

g 賦課徴収（附則第29条の3及び第29条の6）

(a) 当分の間、兵庫県が自動車税の環境性能割の例により賦課徴収を行う。

(b) 兵庫県知事は、当分の間、賦課徴収に関し、非課税又は税率の判断をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき行う。

(c) 兵庫県知事は、当分の間、納付すべき額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用する。

(d) (c)の適用がある場合における納付すべき環境性能割の額は、不足額に100分の10の割合を乗じた額を加算した金額とする。

(e) 市は、兵庫県が賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償

するため、環境性能割に係る市の徴収金として払い込まれた額に100分の5を乗じて得た金額等を徴収取扱費として兵庫県に交付する。

- (イ) 軽自動車等の所有者等に対して課す現行の「軽自動車税」を「種別割(※)」とする。【令和元年10月1日施行】

(第92条の9から第99条まで、附則第30条及び第32条)

※ 種別割とは、軽自動車等に対して、その種別、用途、総排気量、定格出力その他の区分に応じて課す軽自動車税をいう。

- (ウ) 種別割の特例措置(グリーン化特例)の適用期限を2年間延長し、令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講じる。

【令和元年10月1日施行】(附則第30条)

【対象車及び軽課割合】

対象車		軽課割合
電気自動車 天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減)		概ね75%軽減
ガソリン車・ ハイブリッド車 (※)	(乗用車) 令和2年度燃費基準+30%達成 (貨物車) 平成27年度燃費基準+35%達成	概ね50%軽減
	(乗用車) 令和2年度燃費基準+10%達成 (貨物車) 平成27年度燃費基準+15%達成	概ね25%軽減

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。

【軽課割合を適用した場合の税率】

車種区分		標準税率 (年額)	軽課税率 (年額)			
			75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪 以上	乗 用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨 物 用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

(エ) (ウ)の種別割の特例措置(グリーン化特例)について、対象車を電気自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車に限ることとし、その適用年度を令和5年度分までとする。【令和3年4月1日施行】(附則第30条)

エ その他所要の規定の整備【公布の日、令和元年10月1日、令和2年1月1日、令和2年4月1日及び令和3年4月1日施行】

(2) 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年芦屋市条例第16号)の一部改正(第6条関係)

平成27年3月31日以前に初めて車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課す現行の「軽自動車税」を「種別割」とする。

【令和元年10月1日施行】(平成26年改正条例改正附則第6条)

(3) 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年芦屋市条例第20号)の一部改正(第7条関係)

2(1)イの規定の追加に伴う規定の整理【令和2年4月1日施行】

(4) 芦屋市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年芦屋市条例第20号)の一部改正(第8条及び第9条関係)

2(1)ウ(ア) dの規定の追加に伴う規定の整理

【令和2年10月1日及び令和3年10月1日施行】

3 施行期日等

- (1) 2(1)ア(ア)の規定及び2(1)エの一部の規定 公布の日
- (2) 2(1)ウ(エ)の規定を除く。の規定, 2(1)エの一部の規定及び2(2)の規定
令和元年10月1日
- (3) 2(1)ア(イ)及び(ウ)の規定及び2(1)エの一部の規定 令和2年1月1日
- (4) 2(1)イの規定及び2(1)エの一部の規定及び2(3)の規定 令和2年4月1日
- (5) 2(4)の一部の規定 令和2年10月1日
- (6) 2(1)ア(エ)の規定 令和3年1月1日
- (7) 2(1)ウ(エ)の規定及び2(1)エの一部の規定 令和3年4月1日
- (8) 2(4)の一部の規定 令和3年10月1日
- (9) 市民税に関する経過措置

ア 2(1)ア(ア)の規定による改正後の個人市民税に係る規定は, 令和元年度以後の年度分の個人市民税について適用し, 平成30年度分までの個人市民税については, なお従前の例による。

イ 2(1)ア(イ)の規定による改正後の個人市民税に係る規定は, 令和2年1月1日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し, 同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については, なお従前の例による。

ウ 2(1)ア(ウ)の規定は, 令和2年1月1日以後に支払を受けるべき給与又は公的年金等について提出する扶養親族等申告書について適用する。

エ 2(1)ア(エ)の規定は, 令和3年度以後の年度分の個人市民税について適用し, 令和2年度分までの個人市民税については, なお従前の例による。

- (10) 固定資産税に関する経過措置

改正後の固定資産税に係る規定は, 令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し, 平成30年度分までの固定資産税については, なお従前の例による。

- (11) 都市計画税に関する経過措置

改正後の都市計画税に係る規定は, 令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し, 平成30年度分までの都市計画税については, なお従前の例による。

- (12) 軽自動車税に関する経過措置

ア 改正後の軽自動車税に係る規定は, 令和元年度分の軽自動車税について適用し, 平成30年度分までの軽自動車税については, なお従前の例による。

イ 2(1)ウ(ア)の規定による改正後の軽自動車税の環境性能割に係る規定は、令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課す軽自動車税の環境性能割について適用する。

ウ 2(1)ウ(イ)及び(ウ)の規定による改正後の軽自動車税の種別割に係る規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

エ 2(1)ウ(エ)の規定による改正後の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

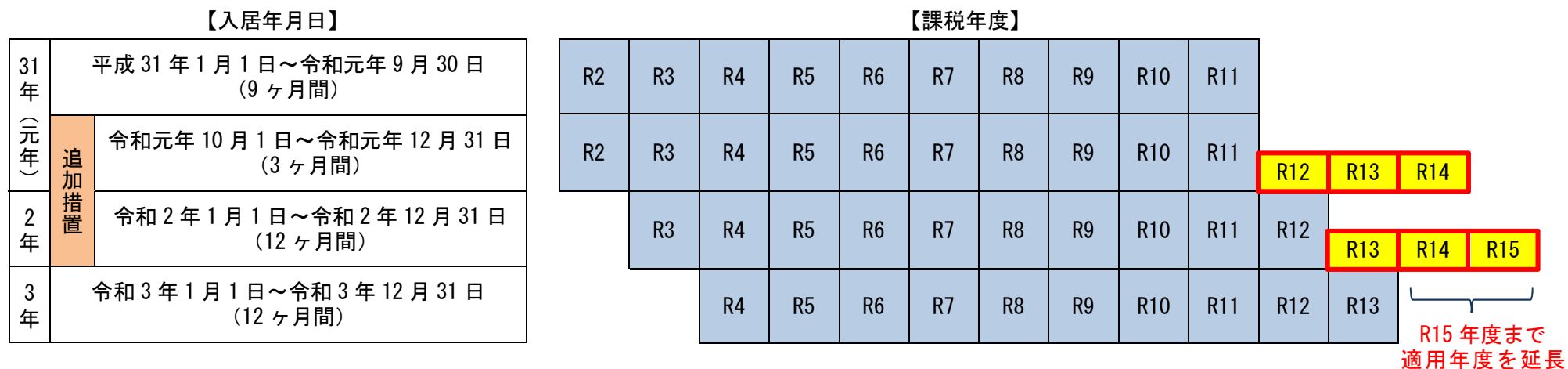
個人住民税における住宅ローン控除の改正

- 所得税において実施されることとなった消費税率引上げによる住宅に係る需要平準化対策を受け、個人住民税の住宅ローン控除においても所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講じる。※ 減収額は全額国費で補填

<個人住民税における住宅ローン控除>

居住年	平成 26 年 4 月～令和 3 年 12 月（現行措置）	令和元年 10 月～令和 2 年 12 月（追加措置）
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7% （最高 13.65 万円）	同左
控除期間	10 年	13 年

<控除適用年度のイメージ図>



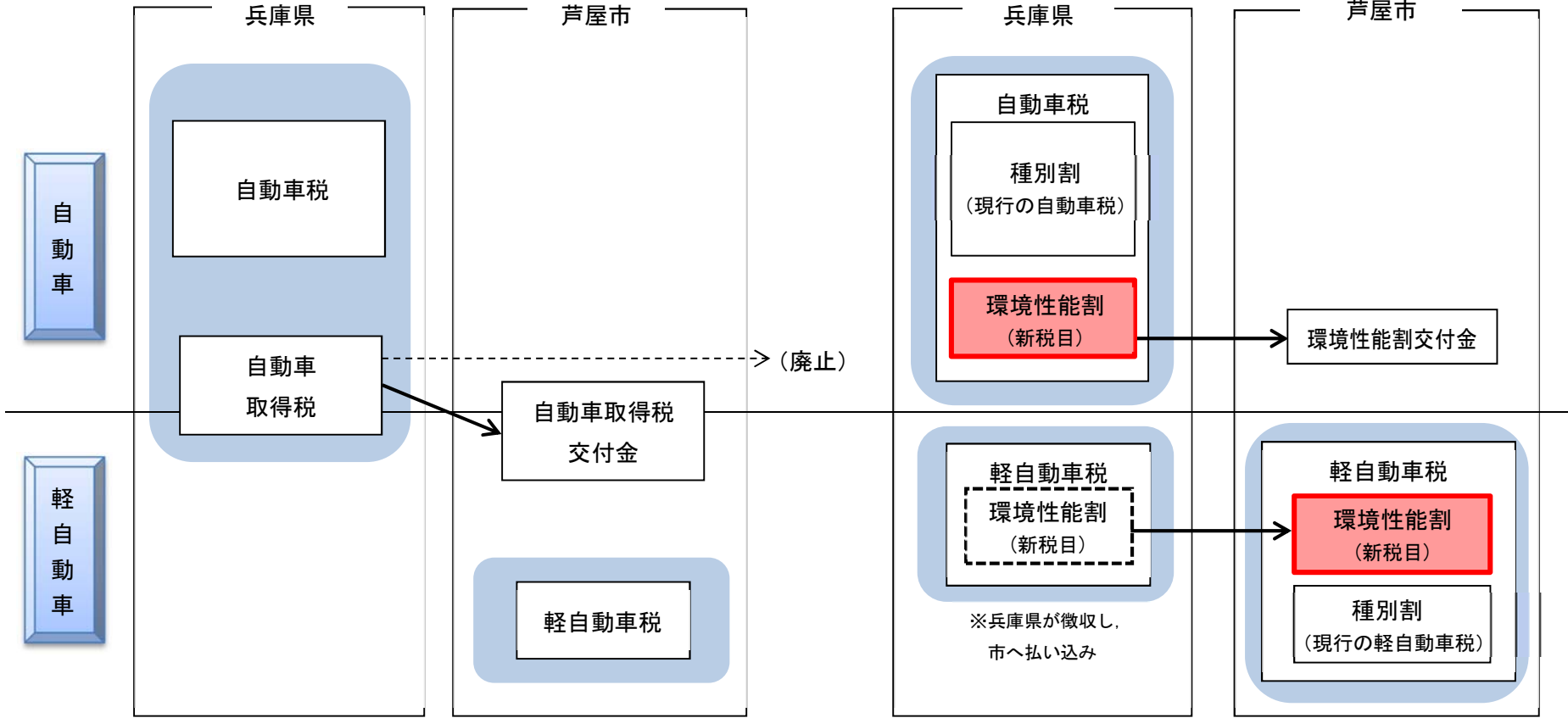
- 〔控除額〕
- …〔借入金年末残高×1%〕
 - …〔借入金年末残高×1%〕と〔建物購入価格×2%÷3年〕のいずれか少ない金額
↳ 消費税率引上げによる負担増分

自動車税制における「環境性能割」の創設

自動車税及び軽自動車税に「環境性能割」を導入

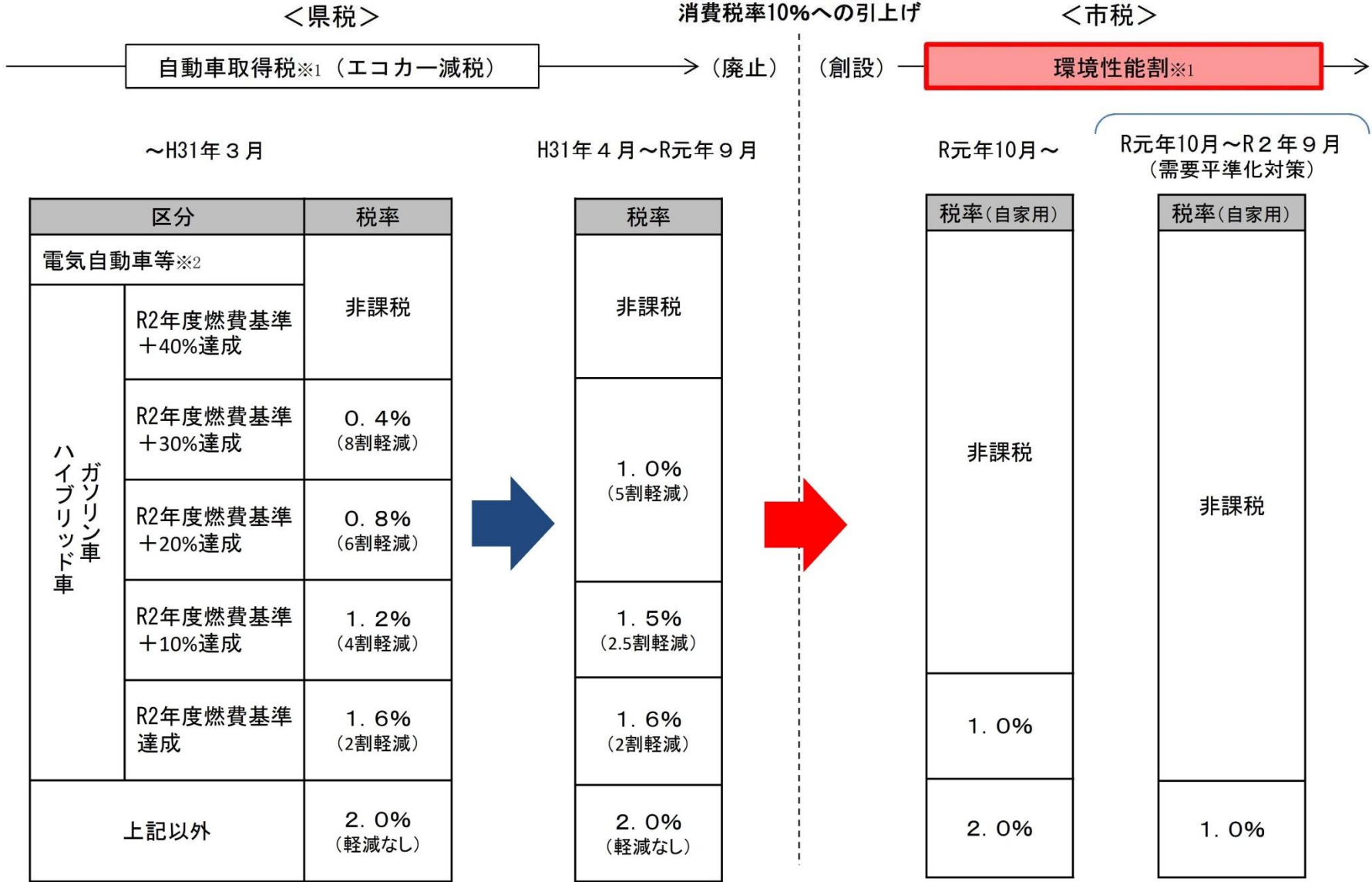
◆現行◆

◆令和元年10月～◆



※ 環境性能割・・・自動車及び軽自動車の取得時にのみ課される税目 (取得時課税)
 ※ 種別割・・・自動車及び軽自動車の保有期間を通じて課される税目 (保有課税)

軽自動車に係る自動車取得税及び環境性能割の税率



※1 自動車取得税及び環境性能割はいずれも軽自動車の取得価額を課税標準として、取得時にのみ課される。

※2 「電気自動車等」とは、電気自動車及び天然ガス自動車をいう。

※ 減収額は全額国費で補填

軽自動車税の税率の変遷

○軽自動車税（R2 年度以降は軽自動車税の種別割）

課税年度	～H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6～	
標準税率	旧税率	→									
		→									
重課税率		→									
		→									
軽課税率 (グリーン化特例)	軽課（導入）		軽課（改正）		(延長)		→				
	電気自動車 天然ガス自動車		電気自動車 天然ガス自動車		電気自動車 天然ガス自動車		→				
	75% 軽減		75% 軽減		75% 軽減		→				
	ハイブリッド車 ガソリン車	R2 年度 燃費基準 +20%達成	50% 軽減	ハイブリッド車 ガソリン車	R2 年度 燃費基準 +30%達成	50% 軽減	ハイブリッド車 ガソリン車	→			
		R2 年度 燃費基準達成	25% 軽減		R2 年度 燃費基準 +10%達成	25% 軽減					
							→				
						→					
						→					

※ 旧税率・・・平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して適用される税率（令和9年度まで）

※ 新税率・・・平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して適用される税率

※ 重課税率・・・初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車について、標準税率の概ね20%を重課する特例措置を適用した税率

※ 軽課税率・・・初めて車両番号の指定を受ける減税対象車（三輪以上の軽自動車）を取得する場合において、取得年度の翌年度分に限り、標準税率の概ね25%～75%を軽減する特例措置を適用した税率